

平成28年 9月 9日

各 位

北見信用金庫

平成28年台風第10号による被災者の皆さまへ

このたびの台風第10号で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では平成28年台風第10号にかかる災害に対する金融上の措置として下記のとおり対応させていただくこととしました。

【被災された皆さまへの対応】

1. 預金証書、通帳ならびにお届けの印鑑を紛失した場合でもご本人であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
2. ご事情に応じて、定期預金などの期限前払い戻し（中途解約）ならびに定期預金を担保とする貸付をいたします。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるよう努めます。
4. 災害時における手形の不渡り処分に配慮をします。
5. 損傷した紙幣や貨幣の引き換えについてのご相談に応じます。
6. 災害の状況、応急資金の需要などを勘案して、審査手続きの簡便化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予など被災者の皆さまの便宜を考慮して対応します。
7. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じます。